

■ 算定シート(売上高減少額方式) ※募集要項8頁参照

【大企業・中小企業等】

申請店舗名称： (店舗名又は屋号)

申請店舗所在地：

◆要請期間

	要請期間			参 照 月
	まん延防止等重点措置		緊急事態措置	
	6/21~7/11	7/12~8/1	8/2~8/31	
1	←→			・要請に応じていただいた期間によって、変わります。 ・原則、令和2年または令和元年の6月～8月のいずれかの月です。 例) 1から3までの全ての期間: 7月または8月 1及び2の期間: 7月 2及び3の期間: 8月
2		←→		
3			←→	

※ 災害の影響を受け、被災前に比べて令和元年の参照月の売上高が下がっている場合は、平成30年又は平成29年の参照月での算定が可能です。ただし、平成30年又は平成29年を参照月とする場合は、「罹災証明書」が発行されていることが前提となります。

◆1日当たりの売上高の算出

- 要請に応じていただいた期間を全て選択してください。 期間
 - 参照月を選択してください。 年 月
 - 参照月の売上高を入力してください。 円 (消費税及び地方消費税を除く)
 - 参照月の日数を入力してください。 日
 - 令和3年の参照月を入力してください。 年 月
 - 令和3年の参照月の売上高を入力してください。 円 (消費税及び地方消費税を除く)
- 1日当たりの売上高 ⇒ ③参照月の売上高 ÷ ④参照月の日数 = 円 (小数点以下切り上げ)
- 令和3年の1日当たりの売上高 ⇒ ⑥令和3年の参照月の売上高 ÷ ④参照月の日数 = 円 (小数点以下切り上げ)

◆支給単価の確認

- 6月21日～8月1日の支給単価

A: (1日当たりの売上高 - 令和3年の1日あたりの売上高) × 0.4 = 円 (千円未満切上げ)

B: 1日当たりの売上高 × 0.3 = 円 (千円未満切上げ)

⇒ A と B で額の低いほうが支給単価(上限20万円)となります
- 8月2日～8月31日の支給単価は上記のAと同額となります。

月単位の算定が困難な場合は、以下の方法で1日当たりの売上高を算出します

- 上記②参照月の事業年度(年)の売上高を入力してください。 円 (消費税及び地方消費税を除く)
- 事業年度(年)の日数を入力してください。 日
- 事業年度の1日当たりの売上高 ⇒ 事業年度(年)の売上高 ÷ 事業年度(年)の日数 = 円 (小数点以下切り上げ)

月単位の算定が困難な場合の支給単価

- 6月21日～8月1日の支給単価

A: (事業年度の1日当たりの売上高 - 令和3年の1日あたりの売上高) × 0.4 = 円 (千円未満切上げ)

B: 事業年度の1日当たりの売上高 × 0.3 = 円 (千円未満切上げ)

⇒ A と B で額の低いほうが支給単価(上限20万円)となります
- 8月2日～8月31日の支給単価は上記のAと同額となります。

記載の上、必ずご提出ください